

#### IV 財務諸表に対する注記

##### 1 重要な会計方針

###### (1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却の方法は、直接法による定率法で、法人税法に定める方法による。

###### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

###### (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、期末時における自己都合退職金要支給額を計上している。

###### (4) リース取引の処理方法

リース取引は、通常の賃貸借取引に準じた会計処理をしている。

##### 2 貸借対照表の基本財産及び特定資産の増減額およびその残高

基本財産及び特定資産の増減額およびその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
①定期預金等	19,000,000	—	—	19,000,000
小計	19,000,000	—		19,000,000
特定資産				
①退職給付引当資産	1,359,600	1,018,600	—	2,378,200
②公益事業引当資産	7,000,000	—	—	7,000,000
③社会貢献事業引当資産	3,500,000	—	700,000	2,800,000
④公益対策引当資産	600,000	—	—	600,000
小計	12,459,600	1,018,600	700,000	12,778,200
合計	31,459,600		700,000	31,459,600

##### 3 貸借対照表の基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
①定期預金等	19,000,000	—	19,000,000	—
小計	19,000,000	—	19,000,000	—
特定資産				
①退職給付引当資産	2,378,200	—	—	2,378,200
②公益事業引当資産	7,000,000	—	7,000,000	—
③社会貢献事業引当資産	2,800,000	—	2,800,000	—
④公益対策引当資産	600,000	—	600,000	
小計	12,778,200		10,400,000	2,378,200
合計	31,778,200	—	29,400,000	2,378,200

4 その他の固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

その他の固定資産の減価償却は直接法によって行っており、取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,926,486	1,926,481	5
電話加入権	122,800	—	122,800
敷金保証金	1,650,000	—	1,650,000
合 計	3,699,286	1,926,481	1,772,805

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	貸借対照表上の記載区分
県 連 補 助 金	一般社団法人愛知県 法人会連合会	0	2,123,000	2,123,000	0	一 般 正 味 財 産
全 法 連 補 助 金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	641,000	641,000	0	一 般 正 味 財 産
全 法 連 助 成 金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	12,865,200	12,865,200	0	指 定 正 味 財 産
合 計		0	14,856,100	14,856,100	0	

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
営業収益への振替額 事業費用計上による振替額	12,865,200
経常外収益への振替額 目的達成による指定解除	0
合 計	12,865,200

7 引当金の明細

引当金の明細は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
退職給付引当金	1,359,600	1,018,600	—	2,378,200

○ 附属明細書

「基本財産及び特定資産の明細」及び「引当金の明細」の附属明細書は、その内容を「財務諸表に対する注記」に記載していることから、内容の記載を省略する。